

平成27年度栃木県議会 第332回通常会議議案（1）目次

第1号議案	平成27年度栃木県一般会計補正予算（第3号）	1
第2号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	7
第3号議案	栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例の制定について	9
第4号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の制定について	13
第5号議案	栃木県がん登録等審議会条例の制定について	15
第6号議案	栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について	17
第7号議案	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	23
第8号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	29
第9号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	31
第10号議案	栃木県県税条例の一部改正について	33
第11号議案	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	39
第12号議案	栃木県立産業技術専門校条例及び栃木県手数料条例の一部改正について	41

第13号議案	栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	43
第14号議案	栃木県図書館設置条例の一部改正について……………	45
第15号議案	栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について……………	47
第16号議案	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について……………	49
第17号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	51
第18号議案	栃木県収用委員会委員及び予備委員の任命同意について……………	53
第19号議案	当せん金付証票の発売について（全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじ）……………	55
第20号議案	当せん金付証票の発売について（地域医療等振興自治宝くじ）……………	57
第21号議案	県有財産の譲与について……………	59
第22号議案	県有財産の取得について……………	61
第23号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）……………	63
第24号議案	指定管理者の指定について（栃木県県民の森）……………	65
第25号議案	訴えの提起について……………	67
第26号議案	訴訟上の和解について……………	69
第27号議案	栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について……………	71

第28号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標を定めることについて……………	73
第29号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンターに承継させる権利を定めることについて……………	75
報告第1号	知事の専決処分事項報告について……………	79

第1号議案

平成27年度栃木県一般会計補正予算（第3号）

平成27年度栃木県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,864,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ848,299,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年11月27日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		123,932,978	414,769	124,347,747
	1 地方交付税	123,932,978	414,769	124,347,747
9 国庫支出金		112,710,011	2,887,661	115,597,672
	1 国庫負担金	61,959,109	2,292,505	64,251,614
	2 国庫補助金	48,418,856	595,156	49,014,012
15 県債		107,530,000	1,562,000	109,092,000
	1 県債	107,530,000	1,562,000	109,092,000
歳入合計		843,435,100	4,864,430	848,299,530

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 土 木 費		77,579,756	976,238	78,555,994
	1 土 木 管 理 費	4,881,004	1,238	4,882,242
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,997,654	375,000	42,372,654
	3 河 川 費	17,402,605	600,000	18,002,605
11 災 害 復 旧 費		24,239,736	3,888,192	28,127,928
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,549,127	474,170	4,023,297
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	20,178,497	3,396,040	23,574,537
	4 社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 費	76,950	17,982	94,932
歳 出 合 計		843,435,100	4,864,430	848,299,530

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
栃 木 県 県 民 の 森 管 理 運 営 事 業	平成28年度から平成32年度まで	298,500

第3表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助河川改良費	2,405,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	2,540,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
河川等整備事業費	2,320,000	同 上	同 上	同 上	2,500,000	同 上	同 上	同 上
自然災害防止事業費	216,000	同 上	同 上	同 上	316,000	同 上	同 上	同 上
27年災害復旧治山事業費	8,000	同 上	同 上	同 上	20,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
27年災害復旧土木事業費	5,906,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	7,036,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
27年災害復旧社会福祉事業費	25,000	同 上	同 上	同 上	30,000	同 上	同 上	同 上